

議案第2号

加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

加西市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年加西市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表団長及び副団長の項中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に改め、同表分団長の項中「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「12,900円」を「13,340円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に、「11,300円」を「11,670円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の加西市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(審議資料)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第10号）が令和8年4月1日に施行されることに伴い、補償基礎額等が変更されるため、所要の改正を行うもの。

【概要】

(1) 団長等の補償基礎額の改定

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340円(12,900円)	14,170円(13,700円)	15,000円(14,500円)
分団長	11,670円(11,300円)	12,500円(12,100円)	13,340円(12,900円)
部長、班長及び団員	10,000円(9,700円)	10,840円(10,500円)	11,670円(11,300円)

備考：()内書は現行の補償基礎額

- (2) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げる。
- (3) 扶養に係る補償基礎額の加算額のうち、配偶者に対する加算額を廃止し、子に対する加算額を383円から433円に引き上げる。